

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 1件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	運転中の2号機において、運転員がプラントデータの確認を行っていたところ、主復水器真空度検出器(全部で4つ)の指示値の1つが他の3つの指示値と相違していることを確認した。このため、当該検出器の過去の指示値や現場の検出器等の状態を調査したところ、当該検出器の1つが正常に動作していない可能性があることから、保安規定に定める「運転上の制限」を満足していないと判断した。原因について、詳細調査する。	G	12月19日公表済み

その他 : 13件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水系配管外面電気防食装置No.9において、電位異常の警報発生が認められたため、当該装置を点検修理。	G	
2	1号機	原子炉隔離時冷却系内側テスト可能逆止弁作動試験時、中間開から全閉に戻る時間が遅くなる傾向が認められたため、当該弁の動作時間を継続確認。	G	
3	1号機	所内電源設備6.9kV閉鎖配電盤1C母線連絡しゃ断器の運転位置への挿入時、不具合(挿入出来ない)が認められたため、当該しゃ断器を点検修理。	G	
4	2号機	非常用ガス処理系(B)活性炭フィルタ入口湿度計において、指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該湿度計を点検補修。	G	
5	3号機	補機冷却海水系ポンプ(A)の設備診断において、軸振動値に管理値外れが認められたため、当該ポンプを予備機に切替。	G	
6	3号機	機器の点検長期計画の調査において、非常用ディーゼル発電設備機関付動弁注油ポンプ(B)の点検計画に誤り(本格点検の点検周期逸脱)が認められたため、同計画の修正及び健全性評価を行い問題無し確認。	G	
7	4号機	循環水系機器フランジ点検時、主復水器第二水室(A)入口温度計元弁フランジシート面に腐食が認められたため、当該フランジを補修。	G	
8	4号機	循環水系主復水器水室海水ドレンサンプポンプ(A,B)吐出弁及び移送弁点検時、同弁の弁体及び弁座に腐食が認められたため、当該弁を補修。	G	
9	4号機	復水脱塩装置において、現場制御盤取付タイマーに動作不良(1個:動作しない)が認められたため、当該タイマーを交換。	G	
10	4号機	第二給水加熱器ドレン冷却器(A)ドレン配管の放射線透過による点検時、同配管内に異物らしきものが認められたため、当該配管の内部を確認。	G	
11	4号機	燃料装荷時の炉心確認時、DBG(ダブルブレードガイド)の向きが1箇所燃料装荷手順書と相違が認められ、調査したところ、別作業での同DBGを移動時、向きを変更すべきところ、変更していないことが判明したため、当該DBGの向きを修正。	G	
12	4号機	原子炉給水ポンプ用駆動タービン(A)油タンクにおいて、同タンクの油が軸受フィルタ差圧計ドレン弁(微開)より、オイルドレンサンプに流入する事象が認められたため、原因調査。	G	
13	その他	設備診断業務に使用する計器(備品)校正業務において、振動診断計付属センサーケーブルに断線が認められたため、当該ケーブルを修理。	対象外	